

○福島県地方港湾審議会条例

昭和四十九年三月二十六日

福島県条例第二十七号

福島県地方港湾審議会条例をここに公布する。

福島県地方港湾審議会条例

(設置)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十五条の二第一項の規定に基づき、福島県の管理する重要港湾及び地方港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため、福島県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭六〇条例二二・全改)

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第三条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 港湾関係者
- 三 関係市町村長
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか知事が必要と認める者

2 委員の任期は二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平一四条例八・一部改正)

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会は、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(昭六〇条例二二・一部改正)

(幹事会)

第六条 審議会に幹事会を置き、幹事会は幹事をもつて組織する。

- 2 幹事は、審議会において選任した者のうちから知事が任命する。
- 3 幹事会は、審議会が委任した軽易な事項を処理する。

(昭六〇条例二二・全改)

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会の委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第七条第一項の規定にかかわらず知事が招集する。

附 則(昭和六〇年条例第二二号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年条例第八号)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。